

小島浄水場・小島取水場運転維持管理業務委託

仕様書

奈良県広域水道企業団

五條事務所 小島浄水場

小島浄水場・小島取水場運転維持管理業務委託仕様書

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本仕様書は、奈良県広域水道企業団（以下「委託者」という。）が管理する小島浄水場及び小島取水場（以下「浄水場」という。）に係る浄水施設の運転維持管理業務（以下「業務」という。）の委託を円滑に運営するため、その業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

（業務の履行）

第 2 条 業務を受託する者（以下「受託者」という。）は、浄水場施設の機能を十分達成できるよう、本業務委託仕様書のほか、契約書及びその他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、能率的、経済的、かつ安全に業務を履行しなければならない。

（業務履行場所）

第 3 条 業務の履行場所は、五條市小島町 2 6 5 番地、小島浄水場及び五條市小島町 3 2 9 番地小島取水場内とする。

（業務の内容）

第 4 条 業務の内容は、次のとおりとする。

- 1) 各種装置・機器の運転操作及び管理
- 2) 各種装置・機器の点検、調整及び整備
- 3) 浄水施設の巡視、防火及び清掃
- 4) 運転操作に必要な水質試験
- 5) 緊急時（災害、停電、水質異常）の対応
- 6) 軽易な修繕造作
- 7) その他上記事項以外の関連指示事項

（業務履行期間）

第 5 条 業務の履行期間は、令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 1 年 4 ケ月間とする。（奈良県広域水道企業団企業管理規定第 3 4 号『奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 号イ』に掲げる契約）

2 業務引継ぎ期間は、業務委託契約日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日までとする。

（運転日及び運転時間）

第 6 条 運転は原則として毎日 2 4 時間運転とする。

（勤務形態）

第 7 条 勤務形態は、次のとおりとする。

- 1) 昼間
勤務する日 年間を通じ毎日
勤務時間 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分とする。
- 2) 夜間
勤務する日 年間を通じ毎日
勤務時間 1 7 時 0 0 分から 8 時 4 5 分とする。

(受託者の責務)

第8条 受託者は、次の事項を十分に理解し、業務を履行しなければならない。

- 1) 水道に関する法令、規則及び基準等の関係法令を遵守し、常に善良なる管理者の責任をもって業務にあたること。
- 2) 浄水場等の構造、性能、系統及びその周辺状況を熟知し、浄水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたっては、常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し、設備の保全に努めること。
- 3) 豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び浄水場等の機能に重大な支障を生じた場合に備え、発注者との連携を常に図り、迅速かつ的確に対応できる体制を整えること。

(従事者等の届出)

第9条 受託者は、前もって業務に従事する従事者の氏名、職種、職務分担等（従事者の資格を証明するものを含む）を書類にて届け出なければならない。また異動若しくは変更のある場合も同様とする。

- 2 受託者は、従事者のうち、水道（浄水）施設管理技士3級以上の資格証の交付を受けている者若しくは、国内の上水道の用に供する日量10,000立方メートル以上を処理する浄水場（凝集沈殿及び急速ろ過方式の浄水場）で3年以上の運転業務の実務経験を有する者を、2分の1以上配置させるものとする。
- 3 従事者の業務の履行場、変更のある場合は、委託者及び受託者にて協議する。
- 4 委託者は、従事者が業務の履行上著しく不適当と認められる場合は受託者と協議のうえ、該当従事者の交代を受託者に要求することができる。

(総統括責任者の選任)

第10条 受託者は、前条による届出従事者の中より、業務の総括責任者を1名選任し、届け出なければならない。なお、総括責任者が変更となる場合も同様とする。

- 2 総括責任者は、次に掲げる要件を満たす者で、緊急時等に業務遂行に支障がない範囲内において浄水場に来ることができる者とする。
 - 1) 学校教育法に定める高等学校またはこれ同等以上の学校を卒業したもので、次の各号のいずれかに該当する者
 - 2) 水道（浄水）施設管理技士1級又は2級のいずれかの資格を有する者
 - 3) 水道（浄水）施設管理技士3級の資格証の交付を受けている者で、国内の上水道のように供する日量10,000立方メートル以上を処理する浄水場（凝集沈殿及び急速ろ過方式の浄水場）で10年以上の運転業務の実務経験を有する者

(統括責任者の職務)

第11条 統括責任者の職務は、次のとおりとする。

- 1) 本業務の最高責任者として、他の従事者の指揮及び監督を行うこと。
- 2) 契約書、仕様書及びその他関係書類（現場説明事項を含む。）により、業務の目的及び内容を十分理解すること。
- 3) 完成図書等から施設機能を把握し、効果的及び経済的に運転すること。
- 4) 従事者の現場研修を行い、技能の向上及び事故の防止に努めること。
- 5) 常に状況を適確に把握し、緊急時に直ちに連絡及び対処できる体制に努めること。

(健康診断の実施)

第12条 受託者は従事者全員に水道法第21条および水道法施行規則第16条に規定する健康診断を受注者負担で実施しなければならない。検査の結果、陽性を示した

者を確認した場合は、受託者は発注者へ報告するとともに、当該従事者の検査結果が陰性反応をしめすまでの間、当該従事者を施設内での業務に従事させてはならない。また、陽性が判明した従事者を業務に復帰させる場合には、再度の健康診断結果が陰性であることがわかる書類を監督職員に提出し、承諾を得ること。

（緊急事態発生時の対応）

第13条 大雨、台風、停電及び重大事故等の緊急事態発生に備えて、連絡体制を編成し、所要の人員を現場に配置させると共に、応急処置に対する準備をしておかなければならない。

- 2 大規模な災害や重大事故等の緊急事態が発生した場合、委託者の応援要請に対し、可能な限り対応しなければならない。

（提出書類）

第14条 受託者は、次に掲げる書類を1部提出しなければならない。

- 1) 着手届
- 2) 組織表（現場管理及び安全管理等）
- 3) 従事者届
- 4) 統括責任者選任届
- 5) その他委託者が必要とする書類
- 2 契約期間が終了した時は、速やかに完了届を提出しなければならない。
- 3 上記提出書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出しなければならない。

（業務履行計画書及び業務履行報告書）

第15条 受託者は、業務履行計画書、また業務完了後速やかに業務履行報告書を以下の事項について記載し、1部提出しなければならない。

- 1) 業務概要に関すること。
- 2) 現場組織に関すること。
- 3) 業務工程に関すること。
- 4) 業務方法に関すること。
- 5) 安全衛生に関すること。
- 6) 保全・保安教育に関すること。
- 7) 各種報告書の様式。
- 8) その他必要が生じた場合は、委託者と受託者が協議する。

（定例会議の実施）

第16条 受託者は、各月毎の業務履行完了後速やかに、その月の運転状況について委託者に報告するものとする。

第 2 章 業 務 内 容

（運転操作計画）

第17条 受託者は、各月末までに翌月の運転操作計画を作成し、委託者と協議しなければならない。

- 2 受託者は、運転操作上問題が生じた場合、その都度、直ちに委託者に報告し、委託者と協議しなければならない。

（各種機器の運転）

第18条 受託者は、業務の履行に当たっては、次の要項で行い、その結果を報告しなければならない。

1) 各種機器の運転操作及び管理

委託者は業務の範囲において、各種機器の機能及び使命を十分理解し、運転計画に沿って一切の運転操作を委託者の指示に従って適正に行わなければならない。なお、各種機器の操作は、主として、中央操作室で行うものであるが、特に、機器の性能及び機構上必要なものについては、現場で操作及び管理をしなければならない。

2) 非常時等の運転操作及び管理

ア 集中豪雨、台風、停電又は異常渇水等による水源の水位の低下又は水質の悪化等における非常時の運転については、委託者に速やかに報告すると共に委託者の指示に適確に対処しなければならない。

イ 管理上必要な措置を講ずるため運転を停止及び再開する場合は、委託者の承諾を得るものとする。

（点検整備）

第19条 受託者は、浄水場内における事故等を防止すると共に各種機器の耐用を増すため、日常及び定期に点検及び整備を行わなければならない。

- 2 日常点検は、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合は、その都度、委託者に報告し、その経過を記録し、報告しなければならない。

- 3 計測器の調整及び給油並びに消耗品の交換、補充、清掃及び小塗装等、常に各種機器が正常に稼働するよう整備に努め、必要に応じ芯出し、保護装置の作動確認及び分解整備を行わねばならない。

（修理及び造作）

第20条 受託者は、点検整備により発見した不良箇所又は事故若しくは故障の発生した毀損箇所のうち、備付工具又は支給材料等を用いて現場で修理可能なものについては、修理内容を委託者と協議し承諾を受け、処理しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、応急処置を行うと共に、委託者に報告する。

- 2 受託者は、不備な設備及び安全対策用設備等のうち軽易な設置及び改良について、委託者と協議した上で造作しなければならない。

（運転効率調査）

第21条 受託者は、運転効率を高め、適切な管理指標を得るため、月に1回以上必要に応じデーターの整理及び各種試験を行い、遅滞なくその結果を委託者に報告しなければならない。

（有資格者による作業）

第22条 受託者は、電気工作物及び毒劇物等の取扱いについて、関係法令に従って、総統括責任者の指示のもと、有資格者において取扱い作業を行い、保護具の使用等その安全対策に十分注意を払い従事させなければならない。また、労働災害が発生した場合の対策として、救護作業・通報連絡等の訓練を行わなければならない。

（業務報告）

第23条 受託者は、業務実績を明らかにするため、業務日報により、毎日報告しなければならない。また、月間管理実績、点検整備、修理造作、支給品使用状況及び故障事故等の各報告並びに委託者が要求した業務の報告書を正確に遅滞なく提出しなければならない。

（異常時の対応）

第24条 従事者は、監視中に警報の作動、また異常を発見した場合は、その状況及び故障内容を確認し、速やかに委託者に連絡し指示を仰ぐものとする。

（火災の防止）

第25条 施設の火災を未然に防ぐため、各箇所には火元責任者を選び、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災を防止すると共に、消火訓練を定期的に行わなければならない。

（警備及び盗難の防止）

第26条 現場における設備機器及び工具類の盗難並びに侵入者の防止については、十分監視に努め、業務場所の警備をしなければならない。

（電話及び訪問者等の対応）

第27条 従事者は、勤務時間内に小島浄水場への電話及び訪問者があった場合は、委託者が定める対応を行わなければならない。

（清掃整備）

第28条 受託者は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

第 3 章 そ の 他

(事務室等の使用)

第29条 業務処理に必要な事務室及び浴室等は、所要の室を貸与するものとするが、清掃等の使用上の管理並びに毀損及び汚損等の弁償は、受託者の負担とする。

2 事務室の使用に伴う光熱水の費用負担については、必要としないが、節水及び節電には十分配慮すること。

3 事務室等の使用に先だち、委託者に使用願を提出し、使用目的等の変更があれば、事前に申し出ること。

(完成図書及び工具等の貸与)

第30条 業務遂行上必要と認めた完成図書、工具、試験器具その他備品類については貸与するが、従事者の安全衛生対策用器具については、原則として受託者が備えるものとする。

2 貸与品については、台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、毀損、盗難及び紛失等があった場合は、受託者が弁償するものとする。

(事務用品等)

第31条 業務処理に要する事務器具及び事務用品については、受託者の負担とする。

また、本仕様書に明記のないものであっても、当然必要と認められるものについても受託者の負担とする。

(従事者の服装等)

第32条 受託者は、従事者に安全で、かつ、清潔な統一した服装を業務従事中着用させなければならない。

(守秘義務)

第33条 受託者及び従事者は、業務上知り得た情報について契約期間中及び契約期間終了後においても、決して第三者に漏洩してはならない。

(業務の引継ぎ)

第34条 受託者は、支障なく業務等が開始できるように、現行受託者から引継ぐこと。

2 施設においては水質異常事態が発生した場合、的確な緊急対応ができるようにしなければならない。

3 運転操作、保守点検方法を習得するとともに、浄水場等の運転管理を熟知するものとする。

(業務の引き渡し)

第35条 受託者は、業務委託の契約期間が満了したとき、または契約が解除された時は、業務の引継ぎを円滑に行われるように協力し、後の受注者が支障なく業務を遂行できるよう、後の受注者に対し技術指導を行わなければならない。

2 最適な業務が引き続き行えるように、業務委託終了前の適切な時期に施設の運転マニュアル等を作成し、引継ぎ記録を報告書にまとめて委託者に提出しなければならない。また質疑等があった際は応答すること。

3 受託者はこれまでの運転管理記録およびデータを委託者に円滑に引き渡さなければならない。

(契約)

第36条 本契約は、「奈良県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4号イ」による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、委託者の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、委託者は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、両者が協議して定めるものとする。

(雑則)

第37条 本仕様書の細部事項及び本仕様書に明記されていない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、指示されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 受託者は、運転等に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

3 業務車両は、受託者が用意するものとする。

(疑義)

第38条 本仕様書に疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と受託者が協議をして定めるものとする。

別記 1

個人情報取扱注意事項

（基本事項）

第1 この契約による事務の処理の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するにあたり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務を処理するにあたって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、この契約による事務を処理するにあたって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適切な管理）

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、この契約に係る事務処理するために、個人情報を収集するときは、当該契約に係る事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（再委託の禁止）

第5 乙は、あらかじめ奈良県広域水道企業団（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、この契約による事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還）

第7 乙は、この契約による事務を処理するにあたって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写し、又は複製したものを含む。）を、当該契約による事務の処理の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

（事故発生時における報告）

第8 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第9 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反しておいたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

暴力団排除に係る特記事項

発注者は、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認めるとき。
 - (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が全各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たり、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届けなかったとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合の違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。